

第25期 第3回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年8月31日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 3 1 日（木）午後 4 時から、伊予市役所において第 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	2名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

- 第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 10 号 相続税納税猶予適格者証明について
- 第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 12 号 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（農振除外）
- 第 13 号 農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第3回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして篠崎会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第9号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番は新規参入ということで、譲受人の方の出席が必要な案件となっております。議案としては上げておりましたが、譲受人さんが本日来ることが叶わないということで、来月へ持ち越しということで、本日の審議からは除くこととします。よろしく願いします。

議長

番号1については次回持ち越しということで、続きまして、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人

上三谷

●●さん

譲受人	松山市	●●さん
申請地	下三谷●●	田 ●●m ²
	同じく	●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大
	(譲渡人)	農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。
 なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。
 以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この案件は、以前に取得した農地と一体となる農地であり、管理もしっかりしており特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●●委員

この方は75歳ということですが、経営規模拡大ということで、後継者の方はいらっしゃるのでしょうか。

議長

はい、どうぞ

●●委員

私の知る範囲では、会社を経営されているということで、若い従業員の方がいらっしゃるようです。後継者ということではないようですが、会社としてやっていくと聞いております。

議長

事務局の補足説明があればお願いします。

事務局

補足説明いたします。この譲受人については、12月に以前の委員さんの時に許可を受けていて、その際、息子さんにも出席していただいでご発表いただいでおります。農業従事者1名というのは、主としてご本人さんのことですが、息子さんは会社経営者であるため従事者としていないものの、実質的な後継者として考えていらっしゃるということでした。以上です。

議長

はい、分かりました。他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第10号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、番号2について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

被相続人	下吾川 ●●さん
相続人	下吾川 ●●さん
申請農地	下吾川●● 田 ●●m ² 下吾川●● 畑 ●●m ²
相続開始	令和4年12月6日

2番

被相続人	下吾川 ●●さん
相続人	下吾川 ●●さん

申請農地 下吾川●● 畑 ●●m²
下吾川●● 田 ●●m²
同じく●● 田 ●●m²
相続開始 令和4年12月6日

今回の申請は、相続人が営農を継続する内容になっています。書類審査及び該当農地の管理状況からは相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長

それでは、番号1、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

どちらの相続人も、幼少より父親と一緒に農業をされており、現在はお二人とも定年対象をしております。●●さんは●●をされており、●●さんも一緒に農業をしております。適格者であり問題はないと思います。

議長

ありがとうございます。番号1、番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1、番号2について承認いたします。

議案第11号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、下三谷 ●●さん

譲受人は、下吾川 ●●さん・●●さん

土地所在地は、上三谷●●

登記地目及び面積は、田で、●●m²

転用目的は、農家住宅で、転用面積は、同じく●●m²

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は5ページ1番を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人家族は、現在、伊予市内のアパートで子どもと合わせて3人で暮らしているものの、子どもの成長を踏まえた将来の生活設計を考え、農業後継者としての役割を担いつつ、父親が所有する農地を転用して農家住宅を建設するため申請に至ったものでございます。申請地は上三谷に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

●●委員

よろしいですか。

議長

はいどうぞ。

●●委員

議案書には●●とあって、農業地図には●●とありますが、どういうことでしょうか。

事務局

宅地化するにあたり、ほとんどの場合は申請前に分筆をすることになっていきますので、その結果によるものです。農業地図データの反映との時間差が生じているためですが、今回の場合、黄色で示した場所が●●となっており、地番地目図で確認しておりますので、間違いのないものとなっております。

議長

それでよろしいでしょうか。はい。それでは無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は、市場 ●●さん

譲受人は、松山市●●さん・●●さん

土地所在地は、尾崎●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、分家住宅で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は5ページ2番を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人家族は、現在、松山市内のアパートで子どもとともに生活しているものの、子どもの成長とともに手狭となり、また、両親及び祖父母の今後を考え、義母が所有する農地を転用して分家住宅を建設するために申請に至ったものでございます。

申請地は尾崎に位置し、高速道路 IC 出入口から 300m 以内にある第 3 種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 2 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明のとおりでございます。特に問題ございません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号 2 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 2 について承認いたします。
続いて、番号 3 につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 3

譲渡人は、上野 ●●さん

譲受人は、松山市●●さん・●●さん

土地所在地は、上野●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は、分家住宅で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は 5 ページ 3 番を、申請地説明図は 8 ページから 10 ページをご覧ください。

ださい。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人家族は、現在、松山市内のアパートで生活しているものの、今度の子どもの誕生・成長や、両親の今後を考え、父親が所有する農地を転用して分家住宅を建設するために申請に至ったものでございます。

申請地は上野に位置し、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

なお、本日欠席でございますが、地元委員である●●委員からは、特に問題ない旨のご報告をいただいておりますので申し添えます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4

譲渡人は、東温市 ●●さん、松山市●●

譲受人は、松山市●●

土地所在地は、双海町●●、●●

登記地目及び面積は、畑で、合計●●㎡

転用目的は、工事用仮設架橋で、転用面積は、合計●●㎡

使用貸借権設定による一時転用です。

議案説明書は5ページ4番を、申請地説明図は11ページから13ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、●●が発注した、●●工事の施行にあたり、工事用仮設栈橋を設置するために一時転用の申請に至ったものでございます。工事後の農地復元の見込みもあり、一時転用は止むを得ないものと考えられます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明のとおりでございます。特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

議案第12号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

番号1

申出人は、米湊 ●●

土地所有者は、米湊 ●●

土地所在地は、尾崎●●

登記地目及び面積は、田で、●●m²

露天資材置場への転用を目的とした、農振除外の申出となります。

議案説明書は、6 ページを、申請地説明図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

今回の農振除外申出に至った理由でございますが、申出人は●●事業等を営んでおり、現在、申請地の隣接地を事業用地として利用していますが、作業の効率性及び安全性並びに、今後の事業拡張の観点から、申請地を事業用地として取得するため、今回の申出に至ったものでございます。

本申出の内容は、農業振興課による書類審査では妥当と判断されており、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済で、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

写真にございます通りで、角地にあります。周辺農地への影響もありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 13 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

本日、追加議案としてお配りしているものでございます。この件については、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正・施行されたことに伴う、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の変更を受け、愛媛県下の各市町において、農業を営む者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項を追加しなければならないということで、令和5年6月末までに愛媛県の基本方針が変更され、これを受けて、本年9月末までに基本構想を改正しなければならないということで、法律改正に伴う対応ということで、今回、所管する伊予市農業振興課が対応し、資料のとおり変更されたものです。なお、昨日の愛媛県農業会議においても承認を受けたものでございます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。議案第13号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、議案第13号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第13号について承認いたします。

報告第1号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

貸出人	森 ●●さん
借受人	大平 ●●さん
届出地	森●● 田 ●●m ²
解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定

2番

貸出人	下吾川 ●●さん
借受人	大平 ●●さん
届出地	下吾川●● 田 ●●m ² 下吾川●● 田 ●●m ²
解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第1号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項でございますので次に移ります。

議長

それでは事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

(その他質疑)

議長

無ければ、次回は9月28日(木曜日)午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第3回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

篠崎会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後5時4分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
